

作

塩見

家

鮮一郎

と

差

別

語



表現の自由と
用語規制のジレンマ

塩見鮮一郎（しおみ せんいちろう）

1938年岡山市に生れる。60年安保闘争と被差別部落を結ぶ小説『黄色い国の脱出口』（田畑書店）で出発。以後、小説に、『告別の儀式』（同）、『ハルハ河幻想』（せきた書房）、『浅草弾左衛門』全3巻（批評社）、『北条百歳』全4巻（同）など。評論に、『新編 言語と差別』（新泉社）、『都市社会と差別』（れんが書店）、『時刻表のクリティーク』（御茶の水書房）、『浅草弾左衛門とその時代』（批評社）、『江戸の城と川』（同）など。復刻解説に、菊池山哉『特殊部落の研究』『五百年前の東京』（同）、朝野新聞『江戸の下層社会』（明石書店）、鷹野弥三郎『山窩の生活』（同）など。

作家と差別語

表現の自由と用語規制のジレンマ

定価はカバーに表示してあります。

1993年12月10日 第1刷発行

著 者 © 塩 見 鮮 一 郎

発行者 石 井 昭 男

株式会社 明 石 書 店

〒113 東京都文京区本郷1-10-10

電話 03 (3818) 6351 FAX 03 (3818) 5962

振替 東京0-24505

組版／㈱アート

印刷／平河工業社

製本／難波製本

ISBN4-7503-0557-X

作家と差別語

表現の自由と
用語規制のジレンマ

塩見鮮一郎

序

最初のうちは、この件についてなにも書く気はなかった。日本てんかん協会が、筒井康隆の小説に差別表現があると指摘した。それだけのことだった。そのようなことは、これまでもあったし、これからもあるだろう。たえざる抗議とたえざる弁明があつて、それが文化の規範性になっていく。

そう思っていた。

しかし、筒井康隆が断筆宣言をしたのち、事態は変ってきた。彼がその宣言で、「ひとりで闘うしかなかった」と記し、逆説的にエールを求めたのもよくなかったのだろう。あちこちの媒体に、同業作家たちの支援の文章が載りだした。

そのうちの多くは、わたしの感想とは、まるでちがっていた。まあ、だいたい同

じか、すこしぐらいのちがいならよい。黙っていられる。それが正反対になつてしまつたら、おちつかない。

それと、議論がどんどんずれて、てんかん者の問題がおきざりにされていくもの氣になつた。そもその発端は差別のことで、表現の自由といった問題ではなかつた。日本てんかん協会が、てんかん差別の実態について、筒井康隆の表現を例示して、広く訴えようとしたのだ。日本におけるてんかん者の受容度を問題にし、蒙をひらかなければならなかつた。しかし、その機会はなかなかこなかつた。

これはひとつに、日本てんかん協会の差別表現への抗議の仕方にゆれがあつたこと、要求の幅を一氣に広げすぎて目標をどこにおくのかはつきりしなかつたことによるだろう。しかしまた、新聞や週刊誌や雑誌で発言した人たちが、事がてんかん差別から離れていくことに注意をはらわなかつたのも、いいそえておかなければならないだろう。いやむしろ、論者たちの関心ははじめから、てんかん者になくて、筒井康隆のほうにあつた。あるいは彼が提起したマスメディアによる用語規制をどう考えるかのほうにあつた。

結局、多くの執筆者は、自分たちの得意とする領分に問題を引きずりこんでしまった。もちろん、語の言いかえについて論じる必要はある。だが、てんかんというテーマをはずしたところでの展開では、論者たちの負けであろう。彼らが樂をしたからそういうのではない。せつかく姿をあらわした大きな問題と切り結ばないで、「表現の自由」といったあたりでお茶をにごしたからである。

しかし、同業者のそういった姿勢は、わたしにとって反面教師になり、自戒となった。この本の第一部は、だから、てんかん者差別を基軸にすえた。

*

第二部では、筒井康隆が提起し、他の論者もおおいに語ったマスコミの用語規制が中心になっている。わたしが目にした発言の半数以上は、メディアによる原稿段階でのチェックを叱っていた。マスコミ・ジャーナリストがもつと強腰になって、作家や芸術家の「表現の自由」を守らなければならない、というものだった。被差別のこうるさい団体がその原因を作っているのはけしからん、といった筋がどこかに隠されていた。

一方、わたしの考えはちがっていた。右の論調の裏返しでもなかった。私見では、成熟した民主主義社会でのマスメディアは、これまでのメディアのように発信者の主体を特定できない。マスコミは、政府の意見を伝えたり、警察のリークを流したりはするけれど、基本線は視聴者の好みにそうものであった。そうでなければ、マスメディアからすぐに転落してしまう。くわしくは本文を見ていただきたいのだが、つまり、マスメディアが、その発信段階で用語規制をするのは、彼ら放送局や新聞社内の意志ではなく、視聴者や購読者がそれを望んでいるからなのである。

つまり、市民社会の規範が、用語規制というかたちで反映しているのである。そして、差別語の規制だけでいうなら、そのような規範が社会に作られたのは、各種の被差別者のたえまない努力や要求によってなのだ。

この経緯を見ないで、被差別集団の糾弾を恐れて、新聞社が仕方なく用語規制をしていると考えるのは、ロジックの短絡でしかないだろう。もしストレートに被差別者の要求が新聞紙面に映しだされているのなら、論者たちがなにをいっても平気なのだが、差別用語の規制は、いまの社会のあやうい均衡のうちに成立しているの

である。

つまり多数の市民たちが今回の一連の論調を見て、差別語の言い換えは必要がなかったのか、それはむしろ言論の自由を損う働きをしたのか、「目の不自由な人」といわないで「めくら」でもよいのか、ということになれば、そしてそれが規範になれば、マスコミはその語の規制をやめるだろう。しかしそれは、もうわかってもらえらるだろうが、被差別者のこれまでの訴えと願いを踏みにじることになるのだ。

わたしはマスメディアによる規制用語の拡大化や適用のおりの硬直化には反対するが、また、規制と言いかえの今日的必要性は強く訴えておきたい。そのことを多くの論者があまりにもないがしろにするので、少しばかり気になって、この稿を書く決心をした。

祭に加わってみることにした。

作家と差別語

表現の自由と
用語規制のジレンマ

●目次

序

第一部 てんかん者差別……………13

1 — 台風の日 15

2 — 教科書収録をめぐる攻防 20

3 — てんかんはどう表現されたか 26

4 — 筒井康隆の立場 34

5 — 局面の転換 45

6 — てんかん協会の「退場」 56

第二部 禁圧と言いかえ……………65

7 — 断筆宣言の論法 67

8 — 教科書の検閲とマスコミの用語規制 75

9 — 作家に特権は与えられたか 84

10 — 筒井康隆VS. マスコミ 95

11 — 用語規制はなぜ必要か 103

12 — 「言論の不自由」と作家 116

付録

「近代遊民」の差別性―その一例『坊ちゃん』…………… 131
差別としての水俣病…………… 143

跋…………… 167

第一部

てんかん者差別

1. 台風の日

一九九三年十月七日、木曜日。

東京は、台風十九号の接近につれて、午後から大雨になった。

夜になると、いつそう風雨は強まるはずであった。台風の日が通過するかもしれない。

このような日にもかかわらず、午後二時、講演会の会場は人であふれた。主催者の日本ペンクラブの予想をはるかにうわまわった。

会場には、

「獄中作家の日」講演会

韓国・日本における文学と人権